

滋賀地域交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

別添仕様書のとおり

2 業務の概要

- (1) 委託業務の名称
滋賀地域交通計画策定業務
- (2) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

3 予定価格

29,900,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

①営業種目

次のいずれかの種目が希望営業種目に登録されていること。

大分類：役務 中分類：各種調査業務

大分類：役務 中分類：諸サービス

②地域ブロック

地域指定なし

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) この要領に示した業務またはこれと類似の業務について、請負等（完了した請負等に限る。）の実績を有する者であること。

5 説明会

本公募型プロポーザルに関する説明会は開催しない。

6 質問および回答の方法等

- (1) 質問受付期限
令和6年4月18日（木）17時（必着）
- (2) 質問方法

質問がある場合は、質問票（別添様式1）によりFAXまたは電子メールで「11 連絡先」に記載の場所へ提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、質問票を送信した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問に対する回答

各事業者からの質問に対する回答については、令和6年4月19日（金）を目途に滋賀県土木交通部交通戦略課のホームページに公開する。

7 企画提案書等の提出期限および提出方法等

本公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加事業者」という。）は、次の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、以下に示す提出期限までに提出すること。なお、提案は、1事業者につき1提案とする。

(1) 提出期限：令和6年4月25日（木）17時必着

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。

(2) 企画提案書提出書（別添様式2）

(3) 業務全体の企画提案書

①企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。

②企画提案書の内容は、理解できるよう解りやすい表現とし、15ページ以内（表紙、目次は除く）とすること。

③企画提案書には、次の内容を記載すること。

ア：別紙仕様書を踏まえた検討内容、検討手法、分析整理手法、アウトプットイメージなどを記載した業務内容の提案

イ：貴社の「滋賀地域交通計画」に関する考え方や、協議会やワークショップ、フォーラムの実施にあたって、発想、創意工夫、ノウハウを活用した独自の提案など、本業務を実施するに当たるアピールポイント

ウ：「滋賀地域交通計画」の骨子策定に関するスケジュール

エ：本業務に従事する人員の役職、経験年数、これまでの業務実績などの実施体制

オ：その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

④提出部数は、正本1部、副本7部および副本と同じPDFデータを提出すること。

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

副本については会社名の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

(4) 見積書 1部

業務着手から納品までにかかる全ての経費に消費税および地方消費税を加えた総額と、その内訳を明記し、会社名、所在地住所、代表者名、会社印、代表者印があること。

(5) 事業者概要 1部

(6) 類似業務実績に関する書類 1部

法人として本業務と類似の業務の受託実績および受託実績に関する契約書等の写し
類似業務の実績が複数ある場合は、契約書等の写しは3業務まで提出とする。

(7) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合（「8 審査および契約予定者決定の方法」参照）

・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し 1部

・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

- ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部
- ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、その認証通知の写し 1部
- ・環境マネジメントシステムの認証・登録を受けている場合には、その認証・登録証の写し 1部

(8) 提出先

滋賀県土木交通部交通戦略課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3681

(9) 提出方法

(8) に示す場所へ持参または郵送で提出すること。持参の場合の受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時までとする。郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等により期限までの必着とすること。また、企画提案書を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

土木交通部交通戦略課が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づく審査を経て契約予定者を選定する。提案内容について、質疑が必要と判断される場合等必要に応じ、審査会で企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する場合がある。

(2) 審査会

交通戦略課および関係課において、4名の委員をもって設置する。

(3) 審査会の開催

ア 審査

審査会において、審査基準（別表）に基づき、提出された企画提案書等により審査を行い、総合点の最も高かった者を本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100点）の6割未満（60点未満）の場合は、契約予定者とししない。

イ 実施予定日

令和6年4月30日（火）

※企画提案書提出者による企画書のプレゼンテーションを行う場合、時間、場所および詳細は、企画提案書提出者に対し、令和6年4月26日（金）12時までに別途連絡する。

ウ その他

企画提案書を作成し、プレゼンテーションを行う者が、本業務の主たる業務担当者として本業務終了まで業務を行うこと。

(4) 審査の結果については全ての参加事業者に対し速やかに文書で結果通知する。

(5) 審査会終了後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費等について条件を付したり、変更したりする場合がある。

(6) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加事業者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に書面（任意の様式）により、「11 連絡先」に対して不採用の理由についての説明を求められることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して5日以内に当該説明を求めた参加事業者に対して書面により回答する。

9 失 格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

10 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加事業者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加事業者の負担となる。
- (3) 提出された企画提案書等を受理した後の加筆および修正は認められない。
- (4) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、または参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (5) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された企画提案書等の記載事項について、滋賀県が参加事業者に無断で他の目的に使用することは無い。

11 連絡先

滋賀県土木交通部交通戦略課交通企画係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話番号 077-528-3681
FAX 077-528-4837
メールアドレス hc00@pref.shiga.lg.jp

(別表)

番号	評価項目		評価点
①	企画力	提案内容が事業意図と合致していること	20
		事業実施の方法、提案内容等が優れていること	35
②	独自性	業務効果を高めるために、独自の工夫や取組について具体的な提案がなされているか	15
③	実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置・スケジュールとなっているか	10
④	実現可能性	類似業務の実績があること	3
⑤	見積価格	経費節減を意識した見積価格か。 ※なお、3に定める予定価格（上限額）を上回る価格を提示した場合は選定しない。	10
⑥	県内企業	県内に本店を有する事業者であるか	1
⑦	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか	1
⑧	社会政策推進	次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
⑨	社会政策推進	高齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
⑩	社会政策推進	障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか	1
⑪	社会政策推進	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか	1
⑫	社会政策推進	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録をうけているか 1. 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 2. 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 3. 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 4. 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計（満点）			100